

20 司法および警察

20-1 民事事件数

その1 福岡地裁大牟田支部

年次・種別	受理件数			既済件数	未済件数
平成26年	799	273	526	540	259
27	793	259	534	476	317
28	761	317	444	506	255
29	758	255	503	496	262
30	671	262	409	485	186
通常訴訟	150	72	78	78	72
保全命令	5	-	5	5	-
過料	24	4	20	20	4
民事執行	319	160	159	244	75
雑	24	2	22	22	2
その他	149	24	125	116	33

資料 福岡地方裁判所

- (注) 1) 通常訴訟には人事訴訟、手形・小切手訴訟、再審訴訟を含む。
 2) 民事執行は配当等手続、不動産等執行、債権等執行、不動産等担保権実行、債権等担保権実行、財産開示である。

その2 大牟田簡易裁判所

年次・種別	受理件数			既済件数	未済件数
	総数	旧	新受		
平成26年	592	48	544	537	55
27	527	55	472	486	41
28	500	41	459	457	43
29	566	43	523	503	63
30	527	63	464	494	33
通常訴訟	202	52	150	172	30
少額訴訟	2	2	-	2	-
和解	3	-	3	3	-
督促	215	2	213	213	2
保全命令	-	-	-	-	-
過料	2	-	2	2	-
雑	71	1	70	71	-
調停	30	6	24	29	1
その他	2	-	2	2	-

資料 福岡地方裁判所

(注) 通常訴訟には手形・小切手訴訟、再審訴訟を含む。

20-2 各種調停事件処理状況

その1 民事調停事件数

年次	受理件数				既済件数	未済件数
	総数	旧受	新受	新受		
平成26年	57	6	51		52	5
27	43	5	38		43	-
28	22	-	22		20	2
29	42	2	40		36	6
30	30	6	24		29	1

資料 福岡地方裁判所

(注) 民事調停事件は、一般調停、宅地建物調停、農事調停、商事調停、交通調停、公害等調停、特定調定にわかれる。

その2 家事調停事件数

年次	受理件数				既済件数	未済件数
	総数	旧受	新受	新受		
平成26年	172	56	116		134	38
27	210	38	172		146	64
28	186	64	122		140	46
29	173	46	127		125	48
30	184	48	136		123	61

資料 福岡家裁大牟田支部

その3 家事審判事件数

年次	受理件数				既済件数	未済件数	家事手続案内数
	総数	旧受	新受	新受			
平成26年	945	91	854		873	72	442
27	1,084	72	1,012		1,007	77	338
28	1,290	77	1,213		1,191	99	337
29	1,402	99	1,303		1,315	87	300
30	1,410	87	1,323		1,355	55	385

資料 福岡家裁大牟田支部

20-3 刑事事件人員

年次	地裁支部通常第一審事件						簡裁通常第一審事件						略式事件	
	受理				既済	未済	受理				既済	未済	総数 (新受)	道路交通法 違反事件 (新受)
	総数	旧受	新受	新受			総数	旧受	新受	新受				
平成26年	60	6	54		52	8	7	1	6	5	2	225	123	
27	50	8	42		43	7	18	2	16	14	4	210	103	
28	49	7	42		37	12	11	4	7	10	1	189	89	
29	66	12	54		57	9	6	1	5	5	1	172	96	
30	62	9	53		55	7	7	1	6	7	-	165	70	

資料 福岡地方裁判所

(注) 道路交通法違反事件には、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件を含む。

20-4 家庭裁判所の種類別事件数

種 別		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
家事 審判 事件数 「新受 につい て」	(1) 総 数	854	1,012	1,213	1,303	1,323
	後見・保佐開始の審判及びその取消し、その他の保佐等に 関 する 処 分	72	65	72	70	94
	失 踪 の 宣 告 お よ び そ の 取 消 子 の 氏 の 変 更 の 許 可	2	-	-	-	-
	養子をするについての許可（特別養子を含む）	-	1	2	1	-
	養親又は養子死亡後に離縁をするについての許可	1	4	2	2	2
	利益相反行為についての特別代理人の選任	4	5	4	9	7
	後見人・後見監督人・保佐人・保佐監督人等の選任	15	15	20	23	17
	相 続 放 棄 の 申 述 の 受 理	141	226	254	259	266
	親 権 者 の 指 定 又 は 変 更	1	8	8	6	-
	扶 養 に 関 す る 処 分	-	-	-	-	-
	遺 産 の 分 割 に 関 す る 処 分	6	2	4	5	12
	相続人不明に伴う相続財産の管理に関する処分など	22	31	19	17	13
	不在者の財産の管理に関する処分	11	16	16	15	13
	氏、名の変更についての許可	27	19	14	21	16
戸 籍 の 訂 正 に つ い て の 許 可	-	-	1	1	-	
保 護 者 選 任 等 の 事 件	8	-	-	2	-	
そ の 他	321	345	587	653	665	
種 別		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
家事 調停 事件数 「新受 につい て」	(2) 総 数	116	172	122	127	136
	婚姻から生ずる費用の分担に関する処分	15	13	17	13	21
	子の監護者の指定その他子の監護に関する処分など	21	43	32	30	27
	親 権 者 の 指 定 又 は 変 更	21	29	4	8	7
	扶 養 に 関 す る 処 分	-	-	-	-	-
	遺 産 の 分 割 に 関 す る 処 分	11	23	25	26	27
	婚 姻 中 の 夫 婦 間 の 事 件	36	50	28	35	45
	婚 姻 外 の 男 女 間 の 事 件	-	-	-	-	-
	離 婚 そ の 他 男 女 関 係 解 消 に 基 づ く 慰 謝 料	1	1	-	1	-
	親 族 間 の 紛 争	4	2	2	4	2
	家 事 審 判 法 第 23 条 の 事 件	3	3	5	3	3
離 縁	2	-	1	-	-	
そ の 他	2	8	8	7	4	

資料 福岡家裁大牟田支部

20-5 道路交通法違反事件人員

年次	総数	既済件数	科料	罰金					未済
				1万円未満	1万円以上	3万円以上	5万円以上	10万円以上	
平成26年	123	121	-	-	2	24	38	57	2
27	105	103	-	2	3	27	34	37	2
28	91	88	-	-	2	30	19	37	3
29	99	96	-	-	-	34	27	35	3
30	73	73	-	-	1	15	18	39	-

資料 福岡地方裁判所

(注) 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件を含む。

20-6 一般登記件数

年次	登記件数		不動産登記		商業法人等 の登記	その他の登記		登記簿の謄抄本 閲覧、証明等の請求 件数
	件数	個数	件数	個数	件数	件数	個数	
平成26年	28,372	62,032	28,032	62,032	-	1	1	290,424
27	26,691	57,006	26,685	57,000	-	6	6	294,646
28	26,224	56,840	26,214	56,830	-	10	10	234,486
29	27,000	56,129	26,990	56,119	-	10	10	218,654
30	29,383	60,499	29,382	60,498	-	1	1	200,349

資料 福岡法務局柳川支局

(注) 1) 個数とは、土地については筆数、建物については家屋番号単位の建物数をいう。

(注) 2) 柳川支局管轄は大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、大木町である。

20-7 風俗営業者数

(各年1月1日現在)

年次	総数	1号	2号		3号	4号	6号	7号			8号
		キャバ レ	カフェー	料理店	ナイトク ラブ	ダンスホール (教習所)	営業	パチンコ	麻雀	その他	ゲーム機
平成26年	398	4	354	5	1	-	-	9	14	-	6
27	400	4	370	5	1	-	-	9	14	-	6

(注) 1) 6号営業とは、客席における照度を10ルクス以下で営むもの、及び見通し困難な客席で、5㎡以下で営むものをいう。

2) 料理店のなかに料亭も含む。

年次	総数	新1号		新2号	新3号	新4号			新5号	特定遊興 飲食営業
		社交飲食 店	料理店 (和風)	ナイト クラブ	低照度 飲食店	区画飲食店 営業	パチンコ	麻雀	その他	
平成28年	403	369	5	-	-	9	14	-	6	1
29	403	372	5	-	-	8	11	-	7	-
30	412	381	5	-	-	8	11	-	7	-

資料 大牟田警察署

(注) 風俗営業法の公布(平成28年6月23日施行)により、許可業種が変更されたため表を変更する。

20-8 刑法犯罪発生件数と検挙件数

(大牟田警察署管内)

罪 種	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年	
	発 生	検 挙	発 生	検 挙	発 生	検 挙	発 生	検 挙	発 生	検 挙
総 数	1,208	360	1,249	551	1,001	466	955	459	740	461
凶 悪 犯	9	4	6	7	4	2	7	4	7	7
殺 人	1	1	-	-	1	1	3	2	-	1
強 姦	-	-	1	-	-	-	1	-	4	2
放 火	1	1	1	-	3	1	2	1	2	3
強 盗	7	2	4	7	-	-	1	1	1	1
粗 暴 犯	60	44	54	40	55	39	93	74	101	94
凶器準備集合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
恐 喝	4	3	-	1	2	-	2	-	2	1
傷 害	20	14	27	15	24	19	18	13	23	22
暴 行	33	24	25	22	28	18	72	60	71	67
脅 迫	3	3	2	2	1	2	1	1	5	4
窃 盗	904	229	955	447	729	353	650	315	475	310
知 能 犯	28	8	29	5	17	10	33	22	21	10
詐 欺	27	8	29	5	16	8	31	21	20	9
横 領	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
偽 造	1	-	-	-	1	-	2	1	-	-
賄 賂	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
背 任	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
風 俗 犯	5	4	8	5	23	13	20	4	8	7
賭 博	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
わいせつ行為	4	3	8	5	19	11	17	-	6	6
わいせつ物	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
強制わいせつ	1	1	-	-	3	2	3	4	2	1
その他の刑法犯	202	71	197	47	173	49	152	40	128	33

資料 大牟田警察署

(注) 1) 粗暴犯の傷害は、傷害致死を含む。

2) 知能犯の偽造は、通貨・文書・有価証券・印章の偽造を含む。

20-9 特別法犯罪

(大牟田警察署管内)

罪 種	平 成 26 年	平 成 27 年	平 成 28 年	平 成 29 年	平 成 30 年
総 数	10,084	9,582	8,633	8,361	6,149
道 路 交 通	10,043	9,556	8,572	8,331	6,111
銃 砲 刀 剣	6	6	6	5	4
軽 犯 罪	6	9	8	8	11
そ の 他	29	11	47	17	23

資料 大牟田警察署

20-10 少年ぐ犯行為(不良行為少年)

(大牟田警察署管内)

種 類	平 成 26 年	平 成 27 年	平 成 28 年	平 成 29 年	平 成 30 年
総 数	1,888	1,801	1,151	668	554
凶 器 携 帯	-	-	-	-	-
乱 暴 け ん か	20	7	7	-	4
た か り	-	-	-	-	-
家 出	2	3	1	-	-
怠 学 怠 業	6	22	8	2	1
金 品 持 出 し	1	2	-	-	-
金 銭 濫 費	-	3	-	-	-
婦 女 誘 惑 いた ず ら	-	3	-	-	-
不 純 異 性 交 遊	-	3	-	-	2
飲 酒	1	16	5	4	15
喫 煙	585	767	608	285	237
不 良 交 友	426	180	27	15	1
暴 走 行 為	6	18	9	3	6
無 断 外 泊	5	1	2	4	-
不 健 全 娯 楽	-	2	-	2	3
深 夜 は い か い	836	783	484	353	285
薬 物 濫 用	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-

資料 大牟田警察署

(注) 少年ぐ犯行為とは、20歳未満の者による罪をおかすおそれのある不良行為をいう。

20-11 少年犯罪

(大牟田警察署管内)

罪 種	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
総 数	104	79		63	23
凶 悪 犯	-	-	-	-	-
殺 人	-	-	-	-	-
強 姦	-	-	-	-	-
放 火	-	-	-	-	1
強 盗	-	-	-	-	-
粗 暴 犯	5	-	11	-	-
恐 喝	2	-	-	-	-
傷 害	3	4	10	3	4
暴 行	-	3	1	7	-
脅 迫	-	-	-	-	-
窃 盗	69	56	38	41	14
詐 欺	-	1	-	-	-
横 領	1	-	-	-	-
賭 博	-	-	-	-	-
わ い せ つ	1	-	1	2	-
業 務 上 過 失 犯	-	-	-	-	-
そ の 他	28	14	5	10	4

資料 大牟田警察署

(注) 少年犯罪とは、14歳以上20歳未満の者による犯罪をいう。

20-12 海上検挙状況

年 次	総 数	海事関係 法令違反	漁業関係 法令違反	出入国関係 法令違反	貿易関係 法令違反	刑 法 犯	海上環境関 係法令違反	その他の 法令違反
		【 件 数 】						
平成26年	38	17	2	-	-	9	6	4
27	55	30	6	-	-	12	7	-
28	31	22	2	-	-	5	2	-
29	34	31	-	-	-	1	2	-
30	60	52	1	-	-	3	3	1
		【 人 員 】						
平成26年	24	8	2	-	-	9	4	1
27	33	19	2	-	-	9	3	-
28	26	17	2	-	-	5	2	-
29	21	16	-	-	-	1	4	-
30	35	26	1	-	-	3	4	1

資料 三池海上保安部